

2025 年 6 月 13 日

公正取引委員会

〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-3-1
日本

デジタル通商環境整備室

情報経済課
商務情報政策局
経済産業省
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
日本

**主題：スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第
三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令（案）」等に対する意見
募集について ACT | The App Association の見解**

ACT | App Association は、日本国内および世界中に存在する小企業アプリケーション開発者やコネクテッドデバイス企業を代表しています。これらの企業は、800 兆円以上の価値がある世界的なアプリ経済を推進し、¹日本では約 57 万件の雇用を担っています。²App Association のメンバーは、スマートデバイスの接続性を活用して、消費者と企業のユースケース全体に新たな効率性をもたらす革新的なソリューションを創造し、デジタル経済の規制に対して予測可能かつ公正なアプローチを求めながら成功を収め、新たな雇用を生み出しています。したがって、日本公正取引委員会（JFTC）のデジタルプラットフォーム市場への介入に関する方針の策定は、App Association に直接関連しています。「スマートフォン用特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく事業の規模を定める政令の一部を改正する政令案」について意見を述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

JFTC に対する前述のコメントで説明されている通り、デジタルプラットフォームエコシステムへの日本政府の介入は、日本のデジタル経済を損なう重大なリスクを生み出します。このデジタル経済は、中小企業の開発者に低コストで安全かつユビキタスな（使いたいときに場所を選ばずに利用できる）顧客アクセス手段を提供するために相互に競合するプラットフォームによって支えられており、参入障壁がほとんどありません。さらに、日本政府がモバイルエコシステムに介入すると、日本の貿易公約との矛盾が生じ、日本の国際競争力が墮落することとなります。

¹ <https://actonline.org/global-appcon22-competition-and-privacy/>.

² <http://www.progressivepolicy.org/wp-content/uploads/2016/11/Japan-App-economy-paper.pdf>.

中小企業向けデジタル経済イノベーターコミュニティにとってのプラットフォームの価値

アプリエコシステムのダイナミックな成長と成功において、最も重要な要素は、アプリストアを含む厳選されたプラットフォームの存在です。信頼性の高いアプリストアは、業界や企業全体でアプリの利用を促進するための重要な基盤となっています。ソフトウェア配布における革命を引き起こしたのは、次の 3 つの重要な特性です。現在、モバイル、デスクトップ、ゲーム、さらにはクラウドコンピューティングのあらゆる成功したプラットフォームは、これらの機能を提供しなければ、市場での失敗のリスクを冒します。

1. 諸経費を削減するサービスの提供
2. 即時かつ費用対効果の高い消費者信頼の仕組み、および
3. グローバル市場への費用対効果の高いアクセス。

開発者がプラットフォームに対して配信やマーケティングなどの様々なサービスの料金を支払う、プラットフォームエコシステムにおける独占禁止の役割を巡る議論で問題となっている中心の市場の 1 つで、非公式では開発者サービス市場と呼ぶこともできるものも重要な要素です。この市場も激しい競争が展開されています。「アプリ ストア」のリストには、Apple と Google の 2 つのプラットフォームプロバイダーのみが含まれる傾向があります。中小企業の開発者にとって、市場はその 2 つのプラットフォームプロバイダー（Google Play と Apple の App Store）よりもはるかに広く、ユースケースと潜在的な顧客ベースに基づいて最も望ましい選択肢は異なります。確かに、Apple の App Store と Google Play は、App Association が他の箇所で議論されているように、開発者にとって非常に価値があります。これらのストアによって、開発者は諸経費とコンプライアンスの負担を減らすことができます。また、内蔵された顧客の信頼、市場への迅速なリリース、広範な配布と市場へのアクセスの拡大なども実現できます。参入障壁とコストが低いため、新興のアプリ開発者や確立された開発者の双方が成功を収めることができます。これらのプラットフォームは、アプリ開発者が世界中の 50 億人のアプリユーザーと関わり、可視性を確保するための一元的なフレームワークを提供すると同時に、消費者と企業ユーザーにもサービスを提供し、活気のある両面市場を表します。Apple の App Store と Google Play に加えて、App Association メンバーは開発者向けにさらに多くのオプションを活用しています。ゲーム開発者は Epic や Steam などのプラットフォームを選択することができ、企業開発者は数百もの独自のカスタムプラットフォームを利用することもできます（独自のプラットフォームを作成することも可能です）。日本政府がモバイルエコシステムに介入すれば、Google Play や Apple の App Store だけでなく、これらのプラットフォームにも影響が及びます。

一般のユーザーにアプリを届けたい開発者にとっては、特にプラットフォーム上で提供されているものとは異なる種類の配信サービスや検索サービスを求める場合には、インターネットを利用することも選択肢の 1 つです。さらに、消費者とアプリ開発者が直接取引するための管理されたオンラインマーケットプレイスとは対照的に、人々を情報と結びつけ、データを基に実行する「アグリゲーター」も利用可能なオプションの 1 つです。開発者は異なるモデルを好む場合があるため、開発者が利用できる様々な選択肢は、配布方法のマーケットにおける多様性を示しています。

App Association は、開発者は複数の流通チャネルから選択できるものの、完璧なプラットフォームなどというものは存在しないと指摘しています。多くのアプリ開発者は、開発者サービスを利用するためにプラットフォームに料金を支払っており、それらのサービスが自分たちのニーズに応えることを期待していますが、すべての開発者が同じサービスを必要とするわけではありません。オンライン企業が消費者に対してデータの取り扱いについて明確に伝える必要があるように、プラットフォームも開発者に対して自社の利用規約の要件と詳細を明確に定義する必要があります。例えば、プラットフォームが開発者ガイドラインを変更する際には、開発者が変更が彼らや顧客関係にどのような影響を与えるかを理解するようにしなければなりません。App Association は、開発者とプラットフォーム間のこのような重要な対話を促進し、最終的に無数の消費者に利益をもたらす競争促進的な共生関係をサポートすることに取り組んでいます。

安全性とセキュリティ機能も開発者サービスにおいては重要な要素です。アプリストアが提供するセキュリティ機能は、その存在を通じて著しく改善されました。年月を重ねるにつれて、プライバシーとセキュリティの問題に対する自動分析と人間による分析が含まれるアプリのレビューは、より効率的で透明性が高く、効果的なものになってきました。主要なアプリストアでは、開発者は、宣伝どおりに動作し、偽物ではなく、消費者のデバイスを侵害しない他のアプリと並んで自社のアプリが掲載されることを期待できます。ただし、サイバーセキュリティの専門家とハッカーの間のいたちごっここの攻防戦は終わりらず、セキュリティは脅威に対抗するために常に進化し続ける必要があります。プラットフォームは、脅威が発生する場所に関係なく、プラットフォーム全体の開発者を確実に保護するために脅威情報の共有と収集能力を向上させるべきです。また、消費者だけでなく、開発者や開発者のクライアント、ユーザーを守るために重要なセキュリティの修復を迅速に承認し、展開する必要があります。プライバシー管理に関しても同様です。アプリ開発者は、自社の製品やサービスに適応できるプラットフォームレベルのプライバシー管理を強く望んでいます。これらの管理の種類と性質はプラットフォームによって異なり、この多様性により、エンドユーザーの期待とプライバシーリスクに応じて選択肢が継続的に改善されるはずです。

同様に、プラットフォームは、中小企業が開発者が知的財産（IP）権を行使するのを支援する上で重要な役割を果たします。当社のメンバー企業の知的財産は、創意工夫の成果を、それを狙う大企業から保護できるようにすることで、小規模で革新的な企業であることの欠点を解消するのに役立ちます。残念ながら、一部のメンバー企業は、海賊版コンテンツを販売したり、プラットフォーム上の広告収益を盗むためにコンテンツを使用することに成功した IP 窃盗犯の被害に遭っています。広告ネットワークは、海賊版広告収益の問題を軽減するのに役立ち、実際にも役立っていますが、プラットフォームは、盗まれたコンテンツがないかアプリストアを精力的に取り締まる必要もあります。広大なオンラインストアでは、海賊版とされるコンテンツを削除するための正当なリクエストをプラットフォームが検証することは困難です。しかし、単一のアプリ開発者が問題を解決するために法務チームや業界団体の助けを必要とするべきではありません。近年、IP 解決プロセスは全体的に改善されており、これは、開発者を奪い合うためにプラットフォームが改善すべき重要かつ需要の高い開発者サービスとなっています。

日本の政策立案者には、垂直統合によって消費者にとっての効率性、品質、コスト削減が実現できる競争促進的な事例を認識するよう強く求めます。ユーザーや開発者が容易に他のプラットフォームに移行できる場合、独占禁止法上の問題は最小限に抑えられるため、このような慣行は政府の義務付けによって禁止されるべきではありません。スマートフォンが音楽プレーヤーやカメラ、マルチモーダル通信デバイスでもあることを考慮すると、これらの機能の一部に焦点を絞ることなく、それらがスマートデバイスの他の側面から得られる価値にも注意する必要があります。さらに、日本の政策立案者は、消費者と開発者の両方が明らかに低いスイッチングコストによってプラットフォームを離れることができるため、競争によってそれらへの有害な影響が抑制されることを期待すべきである。独占禁止法の執行は、一般的に、問題となっている企業が市場支配力を有しており、かつその市場支配力を利用して競争と消費者に損害を与えている場合にのみ適切である。

モバイルエコシステムへの介入前にさらなる研究と検討が必要

モバイルエコシステムへの日本政府の介入の是非、またその程度を検討するにあたり、日本の政策立案者は上記の点を慎重に検討し、デジタル経済のイノベーションに影響を与える日本の法律の変更を事前に裏付ける確固たるエビデンスを構築することが不可欠であると我々は主張する。デジタル経済政策の変更は、エッジユースケースや仮説ではなく、確立された体系的な弊害に基づくべきである。現時点では、日本のデジタル経済は健全な競争と成長の強力な指標を示しており、したがって、モバイルエコシステムへの日本政府の介入は不要かつ無責任である。

さらに、既存の日本の法律がデジタル経済における競争と消費者保護を確保するための手段を既に提供しているかどうか、そして DMCH と JFTC が提案する法案が既存の法律との規制の重複を適切に回避しているかどうかについて、十分な調査を行うべきである。

欧州連合（EU）のデジタル市場法（DMA）は、DMCH と公正取引委員会が提案する法案の着想源であると示唆していますが、これは紛れもなく保護主義的な反貿易措置であり、日本の政策立案者はこれに同調することを慎重に避けるべきです。DMA のこれまでの運用は、この法律が重大な意図せぬ結果をもたらしていることを示しており、国内外のデジタル商取引への影響は十分に理解されていません。日本の政策立案者は、EU の保護主義的なデジタル経済政策（EU がデジタル経済における世界的なリーダーシップを獲得するのには、今のところ至っていません）を模倣する前に、DMA の運用とその影響を注意深く追跡すべきです。日本は、新興国におけるダイナミックなデジタル経済への実験的な介入を目の当たりにしてきたという利点があり、DMA の創設と運用を通じて得られた教訓を活かす機会を最大限に活用すべきです。この点だけでも、日本政府によるモバイルエコシステムへのさらなる介入は賢明ではありません。関連して、App Association は、米国の政策立案者が DMA と整合する法案を拒否していると指摘しています。

最後に、上述の公共政策および実現可能性に関する問題に加え、日本の政策立案者に対し、日本政府によるモバイル・エコシステムへの介入が、重要な貿易協定上の義務違反のリスクを生じさせないか、慎重に検討するよう強く求めます。これらの協定には、サービス貿易に影響を与えるすべての規制が「合理的、客観的かつ公平な方法で運用される」ことを義務付けるサービス貿易に関する一般協定第 16 条、そして環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、日米デジタル貿易協定などにおける日本のコミットメントが含まれます。また、ト

ランプ大統領が、赤澤良成大臣に対し、有害なデジタル経済規制が差別的に適用されることに反対していることを踏まえ、日本に対し、米国との新たな貿易協定交渉において、無差別、透明性、適切な通知・協議へのコミットメントを確保することにより、デジタル・プラットフォームなどの新興技術市場へのアクセスとイノベーションを支援するための措置を講じるよう要請しました。

公正取引委員会の SSCPA 実施案（規則案およびガイドライン案）および関連条項の執行に関する勧告

私たちは、公正取引委員会が提案した SSCPA の施行に関する規則と手続きに関して、以下の具体的な勧告を行います。

適用範囲：公正取引委員会がスマートフォン用特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（SSCPA）第 3 条第 1 項の対象となる事業規模を決定するにあたり、日本政府の介入によってデジタルプラットフォームの競争とイノベーションが歪められ、深刻な影響を受ける中小企業コミュニティを慎重に考慮するよう強く求めます。したがって、アプリ協会は、公正取引委員会に対し、アプリマーケットプレイスの会計年度の各月に月 1 回以上アプリマーケットプレイスを利用する国内ユーザー 4,000 万人という基準値へのアプローチを再考するよう強く求めます。提案されている定義では、スマートフォン以外のユーザーが考慮されず、事実上 Apple と Google のアプリストアにのみ適用されることになります。公正取引委員会に対し、SSCPA 規制が客観的かつ差別のない方法で適用されるよう強く求めます。これは、前述のデジタルプラットフォームのエコシステムの性質を反映したものでなければなりません。公正取引委員会は、あらゆるデジタルプラットフォームのユーザーをカウントすることでこれを実施できます。デジタル・プラットフォーム市場の限界と現実を反映して規模に関するアプローチが変更されない限り、公正取引委員会による中小企業者保護法（SSCPA）の運用は、デジタル・プラットフォーム市場の一部に選択的に適用され、日本における中小企業の多大な成長と雇用創出を可能にしてきた競争促進のダイナミクスを歪めることになります。また、規模と執行に関するアプローチが見直されない限り、公正取引委員会は重要な貿易協定に基づく義務に違反するリスクも生じます。これには、サービス貿易に影響を与えるすべての規制が「合理的、客観的かつ公平な方法で運用される」ことを義務付けるサービス貿易に関する一般協定第 16 条、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、日米デジタル貿易協定などにおける日本のコミットメントが含まれます。

オンライン詐欺、金融犯罪、詐欺行為からユーザーを保護する：対象となるデジタルプラットフォームに外部ダウンロードリンクのホスティングを義務付けることは、マルウェアやフィッシング攻撃のユーザーリスクを著しく高めます。特に、モバイルプラットフォームが犯罪者の標的となるケースが増加し、マルウェアの大半は提供アプリケーションの包括的なチェックを実施していないソースから配布されていることが背景にあります。オンライン詐欺、金融犯罪、詐欺行為の脅威が高まっていることを踏まえ、SSCPA（サイバーセキュリティ対策法）の導入は、ユーザーの保護に重点を置くべきです。ユーザー情報の取り扱いや共有、あるいはユーザーを安全な環境から誘導することが必要となる要件がある場合、公正取引委員会（JFTC）の規制は、プラットフォームが個人を保護するための実用的な対策を実施する権限を与えるべきです。なぜなら、ユーザーを第三者のサイトに誘導することは、総務省と警察庁が国民に周知している重大な

危険性を伴うからです。SSCPAにより、主要なアプリマーケットプレイスが日本の消費者向けにアプリ外の代替購入チャネルへのアプリ内リンクを許可することが義務付けられることは評価しますが、前述の通り、App Association コミュニティは、JFTC の方針が、特に金融データが絡む場合、詐欺や不正行為の被害に遭う可能性を高めるプラットフォームの保護された環境外へのユーザーを奨励していることを深く懸念しています。このような状況は、独立系中小企業開発者コミュニティによる前例のない革新と成長を可能にしてきたデジタルプラットフォームへの信頼の基盤を揺るがします。ランダムなウェブリンクはユーザーを安全でないウェブサイトに誘導する可能性があるため、JFTC のガイドラインには、対象となるプラットフォームが外部購入リンクに関連するリスクに効果的に対処し、軽減するための明確な指針、例えば、これらのリンクとそのリンク先ページをユーザーにどのように提示し、どのように管理するかについての規定が含まれることを要請します。

知的財産権の支援による中小企業と消費者の保護：知的財産権は、中小企業向けソフトウェア開発者にとって、イノベーションやブランドを保護するだけでなく、ユーザーの安全を守る上でも極めて重要です。知的財産権が適切に保護されていれば、デバイスやデータを侵害する可能性のある偽造ソフトウェアや悪意のあるソフトウェアに遭遇する可能性が低くなります。なぜなら、無許可の複製は、正規製品のようなセキュリティや品質保証を備えていないことが多いからです。強力な知的財産保護は、ユーザーがダウンロードするソフトウェアの真正性を信頼できるようにするため、マルウェア、詐欺、データ漏洩のリスクを軽減します。特に、公正取引委員会は、アプリマーケットプレイスの安全性と信頼性が、小規模開発者にとって極めて重要であることに留意すべきです。小規模開発者の名前はユーザーに知られていないものの、ユーザーは未知の開発者が提供するアプリを安心してダウンロードする必要があるからです。したがって、アプリマーケットプレイスは信頼性が高くなければなりません。デジタルプラットフォームは、侵害の監視、無許可コンテンツの迅速な削除、紛争を効率的に解決するための明確なメカニズムの提供など、知的財産とブランドの完全性を守るための強力な対策を実施することで、このエコシステムにおいて重要な役割を果たします。公正取引委員会が、小規模開発者が公正な競争を行い、すべてのユーザーにとってより安全なデジタル環境を維持できるよう、プラットフォーム主導の保護策を支援することが不可欠です。民事訴訟法（SSCPA）には、デジタルプラットフォームが知的財産権を保護するための明確な例外（「正当な理由」）は規定されていませんが、公正取引委員会に対し、知的財産権の執行はユーザー保護にとって重要であり、したがって消費者保護の問題であることをガイダンスに明記し、対象となるデジタルプラットフォームによる知的財産権保護のための合理的な措置がどのように認められ、支援されるかをガイダンスに明記するよう強く求めます。

ユーザーの機能性と利便性の維持：特定の開発者のみのアクセスを制限する規制介入は、対象プラットフォームのサービス全体の品質や進歩を損なうべきではありません。公正取引委員会は、対象デジタルプラットフォームの SSCPA 要件遵守状況を評価する際、ユーザーエクスペリエンスを重要な考慮事項として明確に認識すべきであり、内閣府令における評価の正当な根拠として認識することも重要です。このアプローチは、執行のバランスを保ち、ユーザーへの不必要な悪影響を回避し、アプリ協会会員が競争と革新のために依存しているデジタルプラットフォームの継続的な有用性を確保するのに役立ちます。公正取引委員会が提供すべき重要な明確化には、以下が含まれます。

- 外部購入リンクの制限に関して、プラットフォームが統合課金システムを強調できるようにすることで、特に支払い時にユーザーのリスクと混乱を最小限に抑えること。
- デフォルト切り替えルールに関して、プラットフォームが複雑さを軽減し、ユーザーにとってシームレスな移行を促進するメカニズムを設計できるようにする。
- ユーザーが誤ってアプリを削除し、再インストールに問題が生じる可能性があるため、対象プラットフォームはアプリの不要なアンインストールを許可しない。
- 対象プラットフォームの選択画面は、ユーザーが選択を行った後は表示する必要がないこと。そうしないと消費者の福祉が低下する。
- 対象プラットフォームに対する制限は、機能性や利便性の向上を阻害または禁止するような方法で実施されないこと。
- 対象プラットフォームは、SSCPA の要件を遵守するために開発中の機能（サードパーティ開発者による OS 機能へのアクセスなど）について、サードパーティサービスとの統合を要求されないこと。これは、SSCPA を遵守するために、ユーザーエクスペリエンスの最適化につながる可能性がある。サードパーティサービスへの技術提供は、デジタルプラットフォームが自社のアプリを通じて当該機能を十分にテストし、アクセスの安全性と品質を確保した後にのみ認められるべきである。

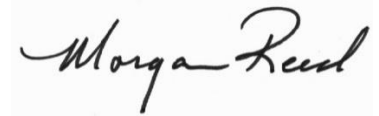
我々は改めて、公正取引委員会に対し、他国政府のデジタルプラットフォームに関する事前規制から得られた教訓を踏まえ、潜在的な違反行為の評価において消費者の利益と利便性を重視するための措置を講じるよう強く求めます。特に、英国のデジタル市場・競争・消費者法（DMCCA）には、「相殺利益の免除」規定が含まれており、これはユーザーに実質的な利益をもたらす場合、特定の行為を許容するものであり、競争法執行とユーザーの福祉のバランスをとっています。

また、公正取引委員会に対し、執行後も我々が関与する機会を継続的に確保するよう強く求めます。

終わりに

公正取引委員会には、上記の中小企業デジタル経済コミュニティの意見をご考慮いただくようお願いいたします。更なる視点とデータを提供する機会を歓迎し、この重要な提案に対する私たちの見解を共有できることに感謝いたします。

敬具



Morgan Reed
社長

Brian Scarpelli
シニア・グローバル政策顧問

Chapin Gregor
政策顧問

ACT | The App Association
1401 K St NW (Suite 501)
ワシントン D.C.
アメリカ合衆国